

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について次のとおり公告する。

平成19年7月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 処分をした年月日

平成19年7月24日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号

(1) 商号

有限会社山式建設

(2) 主たる営業所の所在地

仲多度郡多度津町大字西白方323番地の2

(3) 代表者の氏名

洲賀崎 美佐子

(4) 許可番号

香川県知事許可（般一18）第7140号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、塗装工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実

有限会社山式建設の取締役は、多度津町から平成17年度の水産養殖事業の補助金を騙し取ったとして、詐欺罪により、平成19年6月5日、高松地方裁判所丸亀支部から懲役2年執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。